

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

小矢部市教育委員会 教育長 野澤 敏夫

小 学 校 の 分 散 登 校 の 実 施 の お 知 ら せ

5月13日に富山県から県立高校等の登校日の設定、翌14日に国から緊急事態宣言の解除が示されたことから、本市小学校においては、下記のとおり、分散登校を実施することとします。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。

記

1 分散登校の期間について

- ・令和2年5月21日(木)～5月29日(金)
(6月以降は通常登校を予定しています。スポーツ少年団、学校開放等はこれまでどおり5月31日(日)まで中止します。)
- ・なお、5月21日(木)・5月22日(金)に予定していました保護者への宿題・課題等の受渡しは行いません。

2 分散登校の方法について

- ・地域別登校(各児童3日間登校)
午前のみ(スクールバス有り、給食なし)
※ 各校の登校日は、学校ホームページで確認ください。

【大谷小学校について】

- ・スクールバスの運行については18日(月)、また、各学年の時間割・持ち物については19日(火)に、本校のホームページにアップします。

3 自主登校の継続について

- ・自主登校については、引き続き、取り組みます。希望される方は、新しい申込書で再度お申し込みください。
- ・保護者が仕事を休むことができず、また祖父母や親戚等に児童を預けることができないなど、休校に対応することが困難な児童について、実施します。
 - (1) 期間 令和2年5月11日(月)～5月29日(金)のうち、月曜日から金曜日
 - (2) 時間 午前8時～午後3時
 - (3) 対象学年 小学1年生～6年生
 - (4) 場所 学校が指定する教室等
 - (5) 注意事項 家族等の送迎(スクールバス運行なし)、弁当・お茶等の持参
- ※ 分散登校の対象地域に対してスクールバスを朝と昼に運行しますが、分散登校後、引き続き自主登校・放課後児童クラブを利用される場合は家族等の迎えが必要ですのでご注意ください。

4 その他

- ・新型コロナウイルス感染症について、児童や同居の親族に「感染が判明した場合」「県厚生センター等から濃厚接触者である旨の連絡を受けた場合」、又は「身近に濃厚接触者と接触した方がいるなどにより感染が懸念される場合」は、その旨を学校にご連絡ください。
- ・公立、民間の放課後児童クラブは、休校期間中も、通常どおり午後2時～午後6時まで開設します。(送迎が必要)

※ なお、新型コロナウイルス感染症の状況の変化により、今後、今回の案内の内容を変更することがありますので、ご了承ください。

【分散登校中の学校での新型コロナウイルス感染防止対策について】

文部科学省「学校再開におけるガイドライン」に沿い、クラスター（集団）感染発生のリスクが高くなる「3つの条件（①換気の悪い密閉空間②多人数が密集③近距離での会話）」が重ならないよう、次のとおり、対応することとします。

【学校の対応について】

1. 児童の体調の変化に常に配慮します。
2. 概ね休み時間毎に換気を行います。
3. 消毒液を使用し、適宜、階段手摺り・ドア取っ手等の消毒を行います。
4. グループ学習など、児童の対面会話となる学習は行いません。
5. 音楽での歌唱、家庭科での調理実習、体育で密集する運動指導は行いません。

【通学時の対応について】

1. 通学時も、原則、マスク着用をお願いします。
2. スクールバス内においては、児童同士の会話を控えるとともに、適宜、運転席の車窓を開けるなど、換気に配慮して走行することとします。
3. 集団登校、集団下校においては、一列で整然と歩くよう、指導します。

【児童の対応について】

1. 石けんを使った手洗いを徹底します。
2. 原則、マスク着用で過ごします。
3. くしゃみ、咳には、ハンカチ等で口・鼻を覆うよう努めることとします。

【家庭での対応について】

1. 登校の前には、検温し、発熱や咳、だるさ、息苦しさ等の風邪の症状があるときや味覚・臭覚に異常があるときは、その旨を学校に連絡いただき、登校を控えて下さい。
2. 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、学校から保護者の方へ連絡致しますので、迎えにきていただくよう、お願い致します。
3. 免疫力を高めるためにも、「十分な睡眠」「バランスの良い食事」「規則正しい生活」に家族で取り組んで下さい。
4. 家庭での「手作りマスク」の作成については、下記のサイトが参考となります。

手作りマスク作成方法の例

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

- （再掲）5. 新型コロナウイルス感染症について、児童や同居の親族に「感染が判明した場合」「県厚生センター等から濃厚接触者である旨の連絡を受けた場合」、又は「身近に濃厚接触者と接触した方がいるなどにより感染が懸念される場合」は、その旨を学校にご連絡ください。

【出席停止等の取り扱いについて】

1. 発熱等の症状により学校を休む場合、感染を懸念して自宅待機をする場合、児童に感染が判明した場合、児童及び家族が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、「欠席」ではなく、「出席停止」となります。